

令和2年度答申第88号
令和3年3月22日

諮問番号 令和2年度諮問第92号（令和3年1月25日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者災害補償保険法12条の3第1項に基づく費用徴収決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に休業補償給付が支給されたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、当該支給の一部について労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）12条の3第1項に該当するとして、同項の規定に基づき当該保険給付に要した費用に相当する金額の全部を審査請求人から徴収する決定（以下「本件費用徴収決定」という。）をしたことに対し、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 労災保険法14条1項は、休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給すると規定している。
- (2) 労災保険法12条の3第1項は、偽りその他不正の手段により保険給付

を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる旨規定している。

2 通達による費用徴収の運用

厚生労働省は、労災保険法12条の3の規定による費用の徴収について「法第19条、第19条の2、第30条の4及び第47条の3の規定の運用について」（昭和40年7月31日付け基発第906号労働省労働基準局長通達。以下「本件局長通達」という。）を発出しており、その概要は以下のとおりである。

- (1) 当該規定は、偽りその他不正の手段によって保険給付を受けた者がある場合に適用すること。
- (2) 「偽りその他不正の手段」は、保険給付を受ける手段として不正が行なわれた場合のすべてをいい、その不正行為は、保険給付を受けた者の行為に限らないものであること。
- (3) 「保険給付を受けた者」は、偽りその他不正の手段により、現実に、かつ、直接に保険給付を受けた者をいい、受給権を有する者に限らないものであること。
- (4) 当該規定により徴収する徴収金の価額は、保険給付を受けた者が受けた保険給付のうち、偽りその他不正の手段により給付を受けた部分に相当する価額とすること。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 建設作業員である審査請求人は、平成29年5月9日、建設作業現場から就労先であるP社（以下「本件会社」という。）の事務所に戻るため、社用車で路上を走行していたところ、後方から走行してきたトラックと接触して負傷した（以下「本件災害」という。）。審査請求人は、同月11日、医療機関を受診し、「頸椎捻挫、腰部捻挫」と診断された。

（療養給付たる療養の給付支給書、交通事故証明書、調査結果復命書）

- (2) 審査請求人は、平成29年5月11日から同年10月27日までの期間、療養のため労働できなかったとして、同年8月24日、同月28日、同年9月28日、同年11月1日及び同月30日、B労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、労災保険法の休業補償給付の支給を請求した。各休業補償給付支給請求書に記載されていた「療養のため労働できなかった期間（賃金を受けなかった日の日数）」は以下のとおりであ

り、いずれも当該記載を証明する者として本件会社の代表取締役名が記載されていた。

ア 平成29年8月24日請求 同年5月11日～同月31日（21日）
及び同年6月1日～同月30日（30日）

イ 平成29年8月28日請求 同年7月1日～同月31日（31日）

ウ 平成29年9月28日請求 同年8月1日～同月31日（31日）

エ 平成29年11月1日請求 同年9月1日～同月30日（30日）

オ 平成29年11月30日請求 同年10月1日～同月27日（27日）

本件労基署長は、上記の各休業補償給付の支給の請求について支給決定し、平成30年2月9日に、支払が行われた。

（各休業補償給付支給請求書・休業特別支給金請求書、労働基準行政システム休業概要画面）

- (3) 本件労基署長は、審査請求人は平成29年8月21日から同年10月27日までの期間（以下「本件期間」という。）はQ社において労働して賃金を得ていたにもかかわらず全部労働不能と偽り、同期間に係る休業補償給付を受給していたとして、C警察署長宛て被害届を提出し、令和元年7月3日、審査請求人に対して、D地方裁判所において詐欺罪で懲役刑の判決が下された。

（調査結果復命書、通知書）

- (4) 本件労基署長は、本件期間に係る休業補償給付を支給しないこととする決定を令和元年11月18日に行い、同月19日に審査請求人に通知した。

（各債権確認書等）

- (5) 処分庁は、令和元年12月9日、審査請求人が本件期間に係る休業補償給付を不正に受給していたことが判明したとして、その保険給付に要した費用にかかる金額を徴収する決定を行った（本件費用徴収決定）。

（労働者災害補償保険法第12条の3の規定に基づく費用徴収の命令書）

- (6) 審査請求人は、令和2年3月2日、本件費用徴収決定を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (7) 審査庁は、令和3年1月25日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

本件期間中、Q社において就労していたことは間違いない。

就労していたにもかかわらず休業補償給付を受給してしまった理由は、平成29年5月9日から同年8月15日までに「頸椎捻挫、腰部捻挫」は完治しておらず痛みはあったが、なかなか休業補償給付が支給されず、生活費や支払が困難になったためであり、初めから詐欺をするつもりではなかった。

その後、平成30年1月頃に休業補償給付が支給され、詐欺容疑で逮捕され、令和元年7月3日に懲役刑の判決が下された。

本件費用徴収決定について取り消しを求めるが、休業補償給付の受給期間中に就労をしてしまったことは事実なので、請求されている金額を納付するつもりはある。しかしながら、令和4年10月13日までE刑務所内にて服役中のため、支払能力も財産も収入もないため、返済することができないので、出所後1か月は支払を猶予していただきたい。

第2 諮問に係る審査庁の判断

本件費用徴収決定の判断を行うための根幹となる事実認定は、審査請求人が、偽りその他不正の手段によって保険給付を受けたと認められるか否かである。

審査請求人が、本件労基署長に対して請求した休業補償給付の請求期間は、平成29年5月11日から同年10月27日までであるところ、審査請求人には、本件期間中に、本件災害発生当時に就労していた事業場とは別の事業場において就労していた事実が認められる。

これにより、審査請求人が当該期間に全部労働不能と偽って休業補償給付を不正に受給していたことは明白であるところ、審査請求人が処分庁の主張に対して何ら反論していないことから、当該受給が労災保険法12条の3第1項に該当することは明らかである。

審査請求人は、本件審査請求の理由として、現在自身が服役中であること及び支払能力に乏しく徴収金を返済できないことを主張するが、これらの事情は本件費用徴収決定の違法性及び妥当性に係る判断を左右するものでもないため、審査請求人の主張は失当である。

以上のことから、本件費用徴収決定は違法又は不当であるとは認められない。なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきとしている。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年1月25日、審査庁から諮問を受け、令和3年3月11日及び同月18日の計2回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和3年2月5日、主張書面の提出を受け、審査庁から、同月24日、主張書面及び資料の提出を、同月26日、資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件費用徴収決定の違法性又は不当性について

(1) 次のア及びイの事実は、審査関係人に争いが無い。

ア 審査請求人は、本件期間中に、Q社において就労していた。

イ 審査請求人は、本件期間に係る休業補償給付を受給した。

(2) 休業補償給付は、労災保険法14条1項では「労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない」状態であることが支給の要件となっている。審査庁は、この「労働することができない」とは、必ずしも負傷直前と同一の労働ができないという意味ではなく、一般的に働けないことをいうと説明しており（審査庁主張書面（令和3年2月24日付け））、当該解釈は労災保険法14条1項の規定に鑑みて不合理な点はない。

上記(1)ア及びイの事実によれば、審査請求人は、本件期間中は本件会社と別の事業場で就労しており、休業補償給付の支給要件を満たしていなかったにもかかわらず、当該期間に係る休業補償給付を受給していたこととなる。この受給が、労災保険法12条の3第1項に規定される「偽りその他不正の手段」によるものであったと認められるかが問題となる。

(3) 本件局長通達は、労災保険法12条の3第1項の「偽りその他不正の手段」は、保険給付を受ける手段として不正が行なわれた場合のすべてをいうとしており（上記第1の2）、その内容は同項の規定に鑑みて不合理な点はない。

審査請求人が請求した休業補償給付の支給請求書には、「療養のため労働できなかつた期間」、「賃金を受けなかつた日の日数」の各欄、また、これらの記載について証明する者として事業場及び事業主を記載する欄があり、いずれの欄にも、審査請求人が本件期間において全部労働不能であり、休業補償給付を受給する要件を満たしていることを前提とする記載がされていた（上記第1の3(2)）。

そうすると、審査請求人は、上記(2)のとおり、本件期間中は本件会

社とは別の事業場において就労しており、実際には休業補償給付を受給する要件を満たしていなかったにもかかわらず、その後、当該期間について「療養のため労働することができないために賃金を受けない」状態であるとして、上記休業補償給付の支給請求書の各欄を自ら記載し又は記載させ、真実と異なる内容に基づく休業補償給付の申請を行ったと認められるから、審査請求人は、「偽りその他不正の手段」により保険給付を受けたものといえる。

したがって、本件費用徴収決定は、違法又は不当なものであるとは認められない。

- (4) 審査請求人は、本件費用徴収決定に係る金額を納付するつもりはあるが、現在服役中であり支払能力がないことから、審査請求人の出所後まで支払期限を猶予してほしい旨主張する（上記第1の4）が、当該主張は審査請求人の主観的な事情又は希望を述べるものにすぎず、本件費用徴収決定の違法性又は不当性に何ら関係するものではないから、審査請求人の主張は失当である。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹